

改正案	現行
<p>（損益及び剰余金計算書の区分） 第四十六条（略）</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、再生可能エネルギー発電設備の賃貸収入、再生可能エネルギー発電設備の売却損益、公共施設等運営権の売却損益、公共施設等の運営事業収入、公共施設等の運営事業費用、受託者報酬、委託者報酬、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（損益及び剰余金計算書に関する注記） 第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 不動産売却損益及び不動産賃貸損益の内訳</p> <p>四（略）</p> <p>五 再生可能エネルギー発電設備（合第三条第十一号に規定する再</p>	<p>（損益及び剰余金計算書の区分） 第四十六条（略）</p> <p>2 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、受託者報酬、委託者報酬、減損損失（営業費用の性質を有する場合に限る。）その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（損益及び剰余金計算書に関する注記） 第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 不動産売却損益及び不動産賃貸損益の内訳</p> <p>四（略）</p> <p>（新設）</p>

生可能エネルギー発電設備をいう。以下同じ。)の売却損益及び  
賃貸損益の内訳

六 公共施設等運営権(令第三条第十二号に規定する公共施設等運  
営権をいう。以下同じ。)の売却損益並びに公共施設等(民間資  
金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成  
十一年法律第十七号)第二条第一項に規定する公共施設等をい  
う。以下同じ。)の運営事業収入及び運営事業費用の内訳

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表  
を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として  
表示すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一〜七 (略)
- 八 再生可能エネルギー発電設備等明細表
- 九 公共施設等運営権等明細表
- 十・十一 (略)

2 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げ  
る事項を表示しなければならない。

- 一〜七 (略)
- 八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

(新設)

第五十七条 投資信託委託会社は、別紙様式第一号により附属明細表  
を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として  
表示すべきものは、次に掲げるものとする。

- 一〜七 (略)
- (新設)
- (新設)
- 八・九 (略)

2 (略)

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第十四条第一項に規定する運用報告書には、次に掲げ  
る事項を表示しなければならない。

- 一〜七 (略)
- 八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項
- イ・ロ (略)

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ（略）

九十三（略）

十四 再生可能エネルギー発電設備ごとに、次に掲げる事項

イ 当該再生可能エネルギー発電設備の名称、当該再生可能エネルギー発電設備の用に供する土地の所在及び地番、当該再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第二条に規定する設備の区分等をいう。以下同じ。）その他当該再生可能エネルギー発電設備を特定するために必要な事項

ロ 再生可能エネルギー発電設備ごとに、当期末現在における価格（投資信託約款に定める評価方法及び基準により評価した価格その他これに準じて公正と認められる価格をいう。次号ロにおいて同じ。）

ハ 再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。）

(1) 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事

ハ 当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ（略）

九十三（略）

（新設）

業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備をいう。以下同じ。）に該当する場合、再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第四条第一項に規定する特定契約をいう。以下同じ。）の内容（特定供給者（同法第三条第二項に規定する特定供給者をいう。以下同じ。）の名称、当該特定供給者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下八において同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。以下同じ。））、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。以下同じ。））、その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2) (1)に掲げる場合以外の場合、再生可能エネルギー発電設備に係る電力需給契約（特定契約に該当するものを除く。以下同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下同じ。）を発電しようとする者（特定供給者に該当する者を除く。以下「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力需給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力需給契約に基づき供給される再生可能

- エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間、その他当該電力需給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項
- ニ 特定供給者又は供給者に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該再生可能エネルギー発電設備の運営に従事する人員の状況、再生可能エネルギー発電設備の運営の実績その他特定供給者又は供給者の業務遂行能力に関する重要な事項）
- ホ 当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第六条第一項各号に定める基準への適合に関する事項
- ヘ 当該再生可能エネルギー発電設備に関して賃貸借契約を締結した相手方がある場合には、当該投資信託財産の計算期間中における賃料収入、契約満了日、契約更改の方法、保証金その他賃貸借契約に関して特記すべき事項
- ト 当該投資信託財産の計算期間中における売買総額
- 十五 公共施設等運営権ごとに、次に掲げる事項
- イ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称、立地、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。ハ及びニにおいて同じ。）の内容内容及び公共施設等の管理者等（民間資金等の活用による公共

（新設）

施設等の整備等の促進に関する法律第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等をいう。以下同じ。）の名称並びに当該公共施設等運営権の存続期間その他当該公共施設等運営権を特定するために必要な事項

ロ 公共施設等運営権ごとに、当期末現在における価格

ハ 当該公共施設等運営権に係る公共施設等の状況（公共施設等の運営等に係る委託契約の内容（契約の相手方、契約期間、年間委託費その他当該契約に関して特記すべき事項をいう。）、年間運営事業収入の実績、公共施設等の現況その他公共施設等運営権の価格に重要な影響を及ぼす事項をいう。）

ニ 公共施設等の運営等に係る委託契約の相手方に関する事項（事業の内容、財務の状況、収益の状況、当該公共施設等の運営等に従事する人員の状況、公共施設等の運営等の実績その他当該契約の相手方の業務遂行能力に関する重要な事項）

十六 （略）

十七 当期末現在における令第三条第一号、第三号から第八号まで、第十一号若しくは第十二号に掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。

第三項において同じ。）

十八（二十七）（略）

十四 （略）

十五 当期末現在における令第三条第一号若しくは第三号から第八号までに掲げる特定資産又はその他の資産のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率（同条第一号の有価証券にあつては、株式、新株予約権証券、公社債、委託者指図型投資信託の受益証券、親投資信託の受益証券又は投資法人の投資証券のそれぞれの総額の投資信託財産総額に対する比率。第三項において同じ。）

十六（二十五）（略）

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十九号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十七号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十九号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十九号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十九号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6・7 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間

場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 第一項第五号に規定する親投資信託の総額、同項第十一号に規定する令第三条第八号に掲げる特定資産の価格、同項第十五号に規定する投資信託財産総額に対する比率及び同項第十七号に規定する基準価額の算定に当たって、不動産、不動産の賃借権又は地上権の価格を考慮する必要があるときは、同項第八号に規定する価格を使用するものとする。

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6・7 (略)

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間

について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十八条第一項各号列記以外の部分	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)			
	(略)			

について、第十条から第二十一条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十八条に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十一まで（第五十五条の九第四項第三号を除く。）の規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第五十八条第一項各号列記以外の部分	(略)	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
	(略)			
	(略)			

第五十八条第一項第十八号	第十一条第一項	
第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規	第五十八条第一項第二十二号 宅地建物取引業者をいう

第五十八条第一項第十六号	第十一条第一項	
第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項	宅地建物取引業者をいい、同法第七十七条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託会社（宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）第九条第二項の規定により宅地建物取引業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一条の規	第五十八条第一項第二十号 宅地建物取引業者をいう

<p>第五十八条第一項第二十三号</p>	
<p>不動産特定共同事業者をいう</p>	
<p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共</p>	<p>定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p>
<p>第五十八条第一項第二十一号</p>	
<p>不動産特定共同事業者をいう</p>	
<p>不動産特定共同事業者をいい、同法第四十六条第二項の規定により不動産特定共同事業者とみなされる信託会社（不動産特定共同事業法施行令（平成六年政令第四百十三号）第九条第二項の規定により不動産特定共</p>	<p>定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいる銀行並びに宅地建物取引業法第七十七条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p>

<p>第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定</p>	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとき、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p>

<p>第六十三条 法第五十九条において準用する法第十四条第一項に規定する外国投資信託に係る投資信託財産（令第三十一条第一項の規定</p>	(略)	
	(略)	
	(略)	<p>同事業者とみなされる信託業務を兼営する金融機関及び銀行法等の一部を改正する法律附則第十二条の規定によりなお従前の例によるものとき、引き続き不動産特定共同事業を営んでいる銀行並びに不動産特定共同事業法第四十六条第一項の政令で定める信託会社を含む。）を含む</p>

により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一〇十二 (略)

十三 投資の対象とする再生可能エネルギー発電設備の主な種類

十四 投資の対象とする公共施設等運営権の主な種類

十五 (略)

2 (略)

により読み替えられた法第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一〇十二 (略)

(新設)

(新設)

十三 (略)

2 (略)

○ 投資信託財産の計算に関する規則（平成十一年総理府令第百三十三号）

改正案	現行																																																																	
<p>別紙様式第1号（第57条関係）</p> <p style="text-align: center;">附属明細表</p> <p>第1～3（略）</p> <p>第4 不動産等明細表（略） （表示上の注意）</p> <p>1 「第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表」又は「第8 公共施設等運営権等明細表」の総括表に表示した土地その他の資産については表示しないこと。</p> <p>2～6（略）</p> <p>第5・6（略）</p> <p>第7 再生可能エネルギー発電設備等明細表</p> <p>(1) 総括表</p> <p style="text-align: right;">（単位： ）</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資産の種類</th> <th rowspan="2">当期首 残高</th> <th rowspan="2">当期増 加額</th> <th rowspan="2">当期減 少額</th> <th rowspan="2">当期末 残高</th> <th colspan="2">減価償却累計額 又は償却累計額</th> <th rowspan="2">差引当 期末残 高</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th></th> <th>当期償 却額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>流動資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>有形固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>無形固定資産</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>  合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>(表示上の注意)</p> <p>1 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。</p> <p>2 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。</p> <p>3 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当</p>	資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償却累計額		差引当 期末残 高	摘要		当期償 却額	流動資産									合計									有形固定資産									合計									無形固定資産									合計									<p>別紙様式第1号（第57条関係）</p> <p style="text-align: center;">附属明細表</p> <p>第1～3（略）</p> <p>第4 不動産等明細表（略） （表示上の注意） （新設）</p> <p>1～5（略）</p> <p>第5・6（略） （新設）</p>
資産の種類						当期首 残高	当期増 加額			当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額 又は償却累計額		差引当 期末残 高	摘要																																																			
		当期償 却額																																																																
流動資産																																																																		
合計																																																																		
有形固定資産																																																																		
合計																																																																		
無形固定資産																																																																		
合計																																																																		

改正案

現行

該資産の取得原価によって表示すること。

- 4 当期増加額、当期減少額について、その内容を注記すること。
- 5 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
- 6 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を摘要欄に表示すること。

(2) 再生可能エネルギー発電設備等の明細表

設備の区分等	No.	名称	所在地	地域地区	敷地面積	構造	認定日	特定供給者等の名称	特定契約の相手方等の名称	調達価格等	調達期間等	取得年月日	取得価額	当期末帳簿価額	担保の状況
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(表示上の注意)

- 1 再生可能エネルギー発電設備に付随して発電事業の用に供される土地その他の資産についても表示すること。
- 2 「名称」欄には、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた際の申請書類に記載した

改正案

現行

- 設備の名称等当該再生可能エネルギー発電設備を適切に表す名称を表示すること。
- 3 「所在地」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備及びこれに付随して発電事業の用に供される土地その他の資産（以下(2)及び(3)において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）の所在地（地割地番まで）を表示すること。
- 4 「地域地区」欄には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
- 5 「構造」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備の構造等（土地の場合、地目）を表示すること。
- 6 「認定日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合に、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第1項の規定による経済産業大臣の認定を受けた日（同条第4項の規定による変更の認定があったときはその認定日及びその変更の内容並びに同条第5項の規定による変更の届出を行ったときは、当該届出の受理日及びその変更の内容を含む。）を記載すること。
- 7 「特定供給者等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては、特定供給者に該当する者の名称、それ以外の場合にあっては、供給者に該当する者の名称を表示すること。
- 8 「特定契約の相手方等の名称」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては、特定契約の相手方の名称、それ以外の場合にあっては、電力需給契約の相手方の名称を表示すること。
- 9 「調達価格等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合にあっては、調達価格、それ以外の場合にあっては、電力需給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の1キロワット時当たりの価格を表示すること。
- 10 「調達期間等」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備に該当する場合には、調達期間、それ以外の場合には、電力需給契約の契約期間を表示すること。
- 11 「取得年月日」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等の取得年月日を表示すること。
- 12 「敷地面積」、「取得価額」及び「当期末帳簿価額」欄の小計は、設備の区分等毎の小計を表示すること。
- 13 「担保の状況」欄には、当該再生可能エネルギー発電設備等を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
- 14 「No.」欄は、「(3) 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細」における当該再生可能エネルギー発電設備の整理No.と一致させること。

(3) 再生可能エネルギー発電設備等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
再生可能エネルギー発電設備			

改正案					現行
土地					
建物					
再生可能エネルギー発電設備					
土地					
建物					
科目	第 期 年 月 ～年 月				
賃貸事業 収入賃貸 料 ・ ・ ・ ・ ・					
賃貸事業 収入 小 計A					
賃貸事業 費用 公租公課 (うち固 定資産 税) 諸経費 (うち ・) (うち ・) 減価償却 費 (うち ・) (うち ・)					

改正案	現行
-----	----

・)					
.....					
貸貸事業 費用 小 計 B					
再生可能 エネルギー 一発電設 備貸貸事 業損益 A-B					

(表示上の注意)

- 1 本表は、再生可能エネルギー発電設備ごとに作成すること。発電事業の用に供する土地その他の資産を一体として貸貸している場合は、当該資産に係る収入及び費用についても表示すること。再生可能エネルギー発電設備と土地その他の資産を一体的に管理している場合は当該物件を一つの物件として作成することを妨げない。
- 2 過去5期分について作成すること。
- 3 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
- 4 減価償却費には、機械・装置のほか当該再生可能エネルギー発電設備に係る建築物、器具・備品等についても表示すること。

第8 公共施設等運営権等明細表

(1) 総括表

(単位： )

資産の種類	当期首 残高	当期増 加額	当期減 少額	当期末 残高	減価償却累計額	差引当 期末残 高	摘要
					又は償却累計額		
					当期償 却額		
流動 資産							
合計							
有形 固定 資産							
合計							
無形							

(新設)

改正案

現行

固 定 資 産									
	合計								

(表示上の注意)

1. 公共施設等運営権、公共施設等運営権に係る公共施設等及び公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産（以下(2)及び(3)において「公共施設等運営権等」という。）について表示すること。
2. 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により表示すること。
3. 「当期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
4. 当期増加額及び当期減少額について、その内容を注記すること。
5. 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
6. 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当期増加額」又は「当期減少額」の欄に内書（括弧書）として表示し、その増減事由を摘要欄に表示すること。

(2) 公共施設等運営権等の明細表

No.	名称	公共施設等に関する事項						公共施設等運営権に関する事項				
		所在地	地域 地区	管理 者等 の 名 称	公 共 施 設 等 の 運 営 に 係 る 委 託 契 約 の 相 手 方 の 名 称	構 造	総 面 積	存 続 期 間	取 得 年 月 日	取 得 価 値 額	当 期 末 帳 簿 価 値 額	担 保 の 状 況

(表示上の注意)

改正案

現行

- 1 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には、当該資産についても、「No.」、「名称」、「所在地」、「地域地区」、「構造」、「総面積」、「取得年月日」、「取得価額」、「当期末帳簿価額」及び「担保の状況」の欄に表示すること。
- 2 「所在地」欄には、当該公共施設等の所在地（地割地番まで）を表示すること。
- 3 「地域地区」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を表示すること。
- 4 「管理者等の名称」欄には、当該公共施設等の管理者等の名称を表示すること。
- 5 「構造」欄には、当該公共施設等の構造（土地の場合、地目）を表示すること。
- 6 「存続期間」欄には、当該公共施設等運営権の存続期間（始期及び終期）を記載すること。
- 7 「取得年月日」欄には、当該公共施設等運営権の取得年月日を表示すること。
- 8 「担保の状況」欄には、当該公共施設等運営権を担保に供している場合、その旨の表示をすること。
- 9 「No.」欄は、「(3) 公共施設等運営権等の収益状況の明細」における当該公共施設等運営権の整理No.と一致させること。

(3) 公共施設等運営権等の収益状況の明細

	整理No.	物件の名称	所在地
公共施設等運営権			
土地			
建物			
公共施設等運営権			
土地			
建物			

科目	第 期	第 期	第 期	第 期	第 期
	年 月 ～年 月				
公共施設等運営事業収入					
.....					
＝					
公共施設等運営事業収入					

改正案						現行
小計A						
運営事業 費用						
公租公課 (うち固 定資産 税)						
諸経費 (うち ち・・・ .)						
(うち ち・・・ .)						
減価償却 費又は償 却費						
(うち ち・・・ .)						
(うち ち・・・ .)						
・・・						
公共施設 等運営事 業費用						
小計 B						
公共施設 等運営事 業損益						
A-B						

(表示上の注意)

- 1 本表は、公共施設等運営権ごとに作成すること。公共施設等運営権に係る公共施設等の運営事業に付随して取得した土地その他の資産がある場合には当該資産についても表示すること。
- 2 過去5期分について作成すること。
- 3 諸経費には、水道光熱費、外注管理費、修繕費等を記載すること。
- 4 減価償却費又は償却費には、公共施設等運営権のほか運営事業に付随して取得した資産等についても表示すること。

改正案	現行
<p data-bbox="255 204 1122 293">5 <u>運営事業費用に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第20条に規定する費用が含まれる場合には、金額及びその内訳を欄外に記載すること。</u></p> <p data-bbox="181 331 353 357">第9・10 (略)</p>	<p data-bbox="1178 331 1350 357">第7・8 (略)</p>